

男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論 促進を求める意見書

悠仁親王殿下におかれては、令和7年9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関係儀式行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

その一方で、皇位継承については、現行の皇室典範の下では皇位継承資格を有する皇族数は極めて限られており、安定的な皇位継承の確保は喫緊の課題となっている。また、皇位は、これまで一貫して男系により継承されてきた我が国の歴史と伝統に基づくものであり、その維持は国の根幹に関わる重大な課題である。

こうした課題を解決するため、政府においては、令和4年1月12日に国会に報告された「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議報告」において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」とした皇族数確保の具体的方策を示し、現行の皇位継承の流れをゆるがせにすることなく、男系による皇位継承を堅持しつつ皇族数を確保する方向性が示唆されたところである。

しかしながら、今日に至るまで必要な法整備が実現していないことから、国会において速やかに具体化に向けた議論を進め、結論を得ることが強く求められる。

よって、国においては、男系による皇位継承の維持を前提とした安定的皇位継承の確保に向けた国会における議論を促進し、速やかにその総意を取りまとめられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関	昌一	殿
内閣総理大臣	高	市早苗	殿
内閣官房長官	木	原	稔

山形県議会議長 田澤伸一